

平成24年度福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会

第3回条例委任検討部会議事録

日 時：平成24年7月9日（月） 18：00～19：45

場 所：本庁15階 1504会議室

参加者：委 員 8名

事務局 3名 合計 11名

議事

- (1) 第2回意見募集回答結果の報告について
- (2) 介護サービス事業等の基準についての福岡市の考え方
- (3) 福岡市独自基準についての検討項目及びその対応の方向性について

事務局から、福岡市保健福祉審議会高齢者保健福祉専門分科会第3回条例委任検討部会の開催にあたり、委員数9名中8名が出席で、定足数である過半数を超えているため、高齢者保健福祉専門分科会運営要綱第2条第4項の規定により、本会が成立しているとの報告あった。また、情報公開条例に基づいて、本部会は原則公開となっている旨の報告があった。

第3回目条例委任検討部会の審議に入る。

次に資料1～3、参考資料に基づいて事務局から説明があった。

なお、質疑、意見等の内容は次のとおりである。

部会長：前回の部会での検討結果を踏まえ、事務局に福岡市独自基準についての検討項目及びその対応の方向性等について、各項目を条例等で定めるのか、要綱等の運用で対応するのかを整理してもらった。

まず資料1について質問等はないか。

副部会長：事業者及び関連団体以外の市民からの意見や要望はあったのか。

事務局：市民からはない。回答があったのは、事業所の従業者からである。

副部会長：「サービス提供記録等の保存期限」について5年に延長するという意見が2件あるが、保存期限について違う人から意見があったということか。

事務局：そうである。異なる事業所から各々意見があった。

副部会長：意見を出した人達はなぜ5年がよいと言っているのか、何か背景があるのか。

事務局：意見の背景までは確認してない。事実関係が不明なものや内容が不明確なもの

は確認をとっているが、それ以外の部分については確認していない。

副部長：なぜ同じ意見が出たかまでは確認していないということか。

事務局：そうである。ただ、本件については、意見募集の際に検討項目として上げていたからかもしれない。

副部長：現場としてそういうニーズがあるのかと思ったが、そうでもないのか。

委員：通常、保存期限は短い方がいいだろうが、介護報酬の返還は、時効が5年であり、基準とは違うので合わせてほしいという意見だと思う。

事務局：この件に関しては、トラブルに備えて必要な反面、事業者にとっては保管場所が必要になるので、様々な意見が出ると思っていたが、意見として出てきたのは2件である。

部長：では、資料1は、ご了承をいただいたということにする。

資料2は前回了解をいただいたので、資料3に移る。

条例等で福岡市独自基準を規定するものが23項目上がっているが、それについて意見や質問等はないか。

委員：23項目は大変よくまとめてあるとは思いますが、例えばNo.17の衛生管理等の感染症関係は、きちんとしなければいけないと思う。条例で規定するのはよいが、実際の研修や指導・監査をどのようにするのか。例えば要綱に定めて、監査で確認していくということになるのか。条例では大枠の部分しか規定できない。

事務局：細かい部分は要綱等で規定することにする。

委員：条例で細かい部分まで規定するかと思った。

事務局：具体的には特別養護老人ホームや介護老人保健施設を準用するような形になると思われる。

委員：特定施設入居者生活介護も規定しなければいけないと思うが、できるのか。

事務局：特定施設入居者生活介護は在宅系サービスだが、実態は居住系サービスであり、入所と一緒である。

委員：だから、規定しなければいけないと思う。

部長：施設扱いか在宅扱いかというのは制度的に分かれているが、外形的に言えば施設系サービスと同様に生活の場である。

事務局：この衛生管理についての項目は、集団生活の中でインフルエンザ等が集団発生しており、施設内の衛生管理をする必要があるという内容である。ただ短期入所については、特別養護老人ホームに併設しているところが多く、単独型は少

ないので、それほど影響はないと思う。

委員：やはり安全や感染、身体拘束等については、外部研修を追加するなどして、受講した内容を具体的に職場に還元しているかまでの内容を要綱に落とししていくのか。

事務局：要綱の対応は今後の取り扱いになる。

委員：これから盛り込んでいくと捉えていいか。条例には当然規定されると思うが。

事務局：細かい部分の取扱については、今の時点では未定である。今後要綱等の対応を検討していく。

委員：条例上の規定だけにならないで、実態に反映するようにしてほしい。

部会長：条例は、国でいえば法律と同じなので、細かい具体的なことを定めるわけではなく、骨格の基本的な部分を定めた上で、それを踏まえて規則や要綱等でより具体的に定めていくという形になる。もちろん要綱等で規定しても、現実にそぐわなければ、その後検討して変えていくことが可能である。

副部会長：現段階で条例と規則に振り分ける際の整理はできているのか。

例えば、グループホームの床面積が6畳程度というのは規則になるだろうというイメージはあるが、大体こういう仕分け方があるというのを示していただいた方が、もう少し話がしやすいと思う。

事務局：その辺りについては、まだ法制課と詰めていない。

副部会長：No. 2の「特別養護老人ホームの居室の定員」について、特別な事情があると認められる場合という要件の書き方は非常に難しい。特別な事情をどのように書くかによって、行政の恣意的な裁量が出てくる可能性があると思う人もいだろう。

事務局：その項目の趣旨は、例外的に整備をする必要があるということで、多床室の整備については補助が出ないので、通常は同じ基準で整備しても採算が取れない。さらに、介護報酬も減額されているところもあるので、通常は整備をするという事業者からの提案はないと思う。

副部会長：市の方針で「従うべき基準は基本的に変更しない」とあるが、条例等で福岡市独自基準を規定するものの中に、従うべき基準が入っている。これは、福岡市が既に先行的に取り組んでいる独自の事例だからここに入れるということはあるが、もう少し丁寧に説明をしないと矛盾が生じる。

部会長：例えば、老人福祉法での規定と介護保険法での規定に食い違いがある場合をどのように考えていくかは、介護報酬の絡み以外の部分でも検討・整理しなけれ

ばならない部分がある。事務局で具体的に整理していると思うが、市民が見た場合、条例、規則、要綱の分類についてももう少し分かりやすい説明があると、理解しやすい。事務局で表現をブラッシュアップしていくとは思うが、検討を進めながら整理していくことが必要と思う。

委員：20ページNo. 14の医療連携体制加算について、介護報酬の加算要件の緩和が条例の対象外ということだけでなく、准看護師は国家資格ではなく、県知事の資格であり、法律では医師または看護師の指示を受けてしかできない。基本的に准看護師では医療連携体制加算をとれないという法的な理由も含めて書いてほしい。

部会長：そういった指摘を受け、事務局で文言を工夫するという扱いでよいか。

事務局：文言については最終的に部会長にご確認いただきたい。

部会長：待遇に関わるものについては、現場では求人や人員補充の問題から基準を緩和してほしいと思っているだろうが、現実的には市のレベルでなく国できちんと制度化した方がいいと思う。

委員：例えば、具体的な検討項目と方向性及び理由の欄に「検討」という言葉が入っているが、方向性及び理由の中で使われている「検討」は、今後も検討していくという認識でよいのか。

事務局：そうである。

委員：検討とはどの場でするのか。

事務局：それぞれの項目によって違う。

部会長：具体的に例を挙げてほしい。

委員：例えば17ページNo. 3の方向性及び理由の中で、「やむを得ない事情については、個別具体的に判断する必要があるため、今後検討し」とある。

事務局：やむを得ない事情については、明確化した方がよいという意見があるが、一方で明確化することにより柔軟性がなくなり縛られるという意見もある。時間をいただいて検討していく。明示する場合は、要綱等の中で通知も含めて対応したいと考えているので、そういう書きぶりにした。

委員：検討する項目として上がっているということは、部会の中でもう一度検討するのか、それとも事務局で整理して検討するのか、そこが分からない。

事務局：市の中で検討していくこととなる。

委員：そういう認識でよいのか。

部会長：みなさんも承知のように、例えば身体拘束というのは基本的には原則禁止だが、

緊急やむを得ない場合には身体拘束をする場合もある。その場合はきちんと家族の了解を得るとか、記録にきちんと残しておくという形になる。具体的に例示できるかもしれないが、一つずつ想定した上で列挙するのは難しいので、事務局で検討していただきたい。

事務局：限られた期間の中では、早急に具体化できないものもあるで、時間をいただき、検討の結果出せるものがあれば出していきたい。

委員：17ページNo.1の生活相談員の資格要件の明確化について、先程の説明では介護福祉士については福岡県と北九州、久留米市と協議するということがあったが、ぜひ検討をお願いしたい。

事務局：いずれの形にしても、何らかの整理をする必要がある。

委員：生活相談員の資格要件は、現在は社会福祉主事または同等以上の能力を有すると認められる者となっており、私はこの方向でいいと思う。介護福祉士が検討されているが、介護福祉士より社会福祉主事の方が守備範囲が広いので、それを狭めるのは、問題があると思う。検討の中で考慮してほしい。

事務局：職種については様々な意見を伺っている。具体的には国が定めておらず、都道府県で定めているところや定めていないところがある。定めているところにも様々な職種があり、様々な意見があってそうなったと考えている。そのあたりも含めて検討していただきたい。

部会長：それぞれの意見に違いがあるのは認識をしておきたい。

委員：サービス提供記録等の保存期限を2年から5年にしてほしいという意見は、市民ではなく事業者からであった。事業者としては、保管場所確保の問題等もあるので、できるだけ事業者の負担軽減になるようにしていただきたい。実務的には、保存期限を2年としても5年としても分類する事務は大変なので、そういう配慮もしていただいているようだが、要望しておく。

事務局：そのあたりも含めて検討したい。様々な文書の中で、利用者に直接関わるサービス提供の記録等は契約終了後5年となるが、それ以外の支払関係書類や、従業員の勤務体制の記録、介護報酬の請求関係で国保連等の審査支払い機関のやりとり等は、実際に契約終了後から5年ではなく、今から遡って5年分だけがいいというように若干工夫できる部分もあるので、その点も確認した上で決めたい。おそらくこれは要綱等で対応することになると考える。

副部会長：送迎車両に事業所名の表示の努力規定を検討という意見が4件あるが、こういう要望は強いのか。

事務局：同じ事業所からの意見で、該当条文が違うので、サービスの種類ごとに、それぞれ出されている。

副部長：17ページNo.5の広告と、No.6の苦情処理について、利用者としての要望だが、いい加減な広告はきちんと取り締まってほしい。現在、広告してよい範囲と方法を定めるのは市か、それとも事業者が自主的に決めているのか。仮に虚偽・誇大あるいは非常に事実と紛らわしいものがあれば、どのように対処しているのか。

また、苦情処理と裏表だが、どのような問題があるかをどう情報公開するかという問題があり、別に要綱等で定めろというわけではないが、「今後運用等に対応を検討する」となっている。このような事業者をのさばらせてしまうと業界全体にも団体にも悪く、利用者にも非常にマイナスになるので、どう対応するのかを教えていただきたい。

事務局：基準では、内容が虚偽または誇大なものであってはならないとしか規定していない。実際は事業者が広告を出す前にチェックしているわけではないので、事業者の任意となっている。ただ、広告が出された後、当然苦情が来るので、その情報をもとに事業者の元へ行き事実確認をし、実地指導している。悪質な場合は、当然それなりのペナルティーを課す。

副部長：関連団体と一緒に、苦情処理対応や誤解を招かない情報提供のあり方についての啓発等をしていただきたい。おそらくトラブルになるであろうから、非常に心配である。個人的意見に近い要望である。

事務局：広告についての苦情の件数自体は多い状況にはない。

部長：医療機関の広告も一応柱立てというか、中身が決まっているのは決まっている。

委員：14ページNo.10の「サービス提供記録の利用者への提供」について、例えば在宅通所サービス系には規定があるが施設系にはないということが整理されるのは非常によいことである。内容にもよるが、全利用者に提供されるべきだと思う。

事務局：条文を見ると、それぞれのサービスが成立した経緯等により、若干規定の表現が異なっている。

委員：国の方で統一していないということか。

事務局：事務局側も作業を進める中で見つけ、当然水準が上の方に合わせた方がよいだろうということで、今回の規定に追加している。

副部長：例えば衛生管理や非常時災害対策は、具体的にどの程度を求めるかにより随

分変わってくるが、その辺りは今後検討されていくのだろう。

部会長：基本的には事業所や施設毎にマニュアルを作って周知し、そのマニュアルに基づいた対応をとるが大原則だろう。

委員：結局、規則等で規定された場合は、集団指導等できちんと説明していただくということになるか。

事務局：条例と規則はきちんと公表し、要綱等もホームページ等で公開する予定なので、それに従って指導していくことになる。

第1回条例委任検討部会が出された、人員基準の「利用者3人に対し1」という人員配置部分を調べた。回答率は、特別養護老人ホームが66%で、介護老人保健施設が52%である。人員配置は特別養護老人ホームでは、2以上配置の施設が67%程度で、介護老人保健施設では93%であった。今回「利用者2.5人に対し1」については確認できてないが、現在の介護報酬の状況からみると「利用者2人に対し1」にするのは、現行配置では厳しい状況にあるようだ。

また、看護師の夜間配置をしている特別養護老人ホームは1カ所だった。

委員：どこが配置しているのか。

事務局：奈多創生園で、定員は330人、看護師が十数人いる。特別養護老人ホームで全時間帯に看護師を配置するのは、おそらく二百数十人ぐらいの定員規模がない限りは厳しい。

介護老人保健施設については、3対1のうちの7分の2は看護職員を配置しなければならないので、入居者の医療的ニーズも高く看護師の夜間配置は86%であった。

部会長：本日いただいた意見を踏まえ、各項目について条例で対応するもの、規則で対応するもの、運営等で対応するものということになる。

今後の進め方を事務局から説明していただきたい。

事務局：本日、条例や要綱で規定する、現行どおり等の各項目の取り扱いについてまとめていただいたので、今まで審議内容を整理し、次回の部会で検討していただきたい。そこで、8月7日開催の高齢者保健福祉専門分科会で、部会報告する資料を検討してほしい。また、その際に高齢者保健福祉専門分科会として何らかの形で中間報告をする必要があるので、その辺りについても次回の部会で検討していただきたい。その2つを検討して、高齢者保健福祉専門分科会に臨むという形である。

その中間報告が、パブリック・コメント素案になる。その後、事務局は市議会常任委員会にパブリック・コメント前の報告をし、9月下旬頃から1カ月間パブリック・コメントを実施させていただく。その後、必要に応じて出た意見への対応を部会で検討いただく。その結果を踏まえ、11月上旬頃に高齢者保健福祉専門分科会を開催して最終答申案を審議いただき、11月中に保健福祉審議会から市への答申ということになる。今日の検討項目が素案の核の部分になる。

部会長：よって、本日出していただいた意見をもう少しブラッシュアップして整理したものを次回の部会で出して、それを踏まえて8月7日の高齢者保健福祉専門分科会に持っていくという形になる。

委員：県とすり合わせを要する条例は次回までに間に合うのか。

事務局：短期入所の定員20人については、県も北九州市と福岡市ですり合わせが間に合わず諦めたそうである。

委員：諦めるなら、福岡市が独自基準に入れてよいのではないか。

事務局：その件について事務局側で検討したが、好ましくないという結論になった。

委員：分かった。

部会長：他の自治体でもそれぞれ取り組まれているので、それらを参考にしながら福岡市として進めていきたい。今、事務局から説明があったように、次回の部会后、次は専門分科会という形で進めていく。

それでは、以上をもって第3回条例委任検討部会を終了する。